

鹿児島工業高等専門学校合理的配慮検討委員会規則

(趣旨)

第1条 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、合理的配慮検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害の社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本校における教育及び研究、その他本校が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

2 この規則において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 この規則において「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 合理的配慮の方針等に関すること
- (2) 合理的配慮のための実施体制、実施計画、実施方法及び実施内容等に関すること
- (3) 合理的配慮に関する評価及び調査等に関すること
- (4) 合理的配慮を必要とする学生等の把握に関すること
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進を図るために必要な研修・啓発に関すること
- (6) その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (3) 学生何でも相談室長
- (4) 事務部長
- (5) 学生課長
- (6) その他校長が必要と認める者

2 委員が委員会に出席できない場合は、委員長の同意を得て代理の者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の審議内容は、当該事案に関係する必要最小限度の教職員のみが共有することとし、情報の取り扱い及びプライバシー保護に十分留意し、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(支援チームの編成)

第9条 委員長は、合理的配慮を検討、実施するための支援チーム（以下「支援チーム」という。）をその都度編成することができる。

2 委員長は、委員会の委員以外の者を支援チームの構成員とすることができる。

3 委員長は、支援チームの構成員の中からチームのリーダーを指名する。

4 支援チームのリーダーは、支援内容を検討し、支援計画を作成のうえ、委員会に提出するものとする。

5 委員長は、委員会の議を経た支援計画に基づく支援を支援チームのリーダーに指示するものとする。

6 支援チームは、前項で指示された支援を実施し、その状況を委員会に報告しなければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行する。